

平成24年1月31日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成23年(ワ)第13号大分県政務調査費返還等請求控訴事件 (原審・大分地方裁判所平成19年(ワ)第9号)

口頭弁論終結日 平成23年11月24日

判 決

大分市大手町3丁目1番1号

控 訴 人	大 分 県 知 事
	広 瀬 勝 貞
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	内 田 健
同 指 定 代 理 人	下 郡 政 治
同	櫻 井 忠 史
同	岩 下 賢 一
同	徳 丸 命 子
同	熊 懐 武 司
同	岩 本 正 士
同	鈴 木 敏 郎
同	長 野 栄 俊

大分市中津留2丁目7番6号

控 訴 人 補 助 参 加 人	日 本 共 産 党
同 代 表 者	堤 栄 三
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	河 野 善 一 郎

大分市木田272

控 訴 人 補 助 参 加 人	社 会 県 民 ク ラ ブ
同 代 表 者	内 田 淳 一

大分県宇佐市大字佐々礼1430-3

控 訴 人 補 助 参 加 人	新 政 み ら い
-----------------	-----------

同 代 表 者 賀 来 和 紘  
大分市長浜町1丁目1-10-1001

控 訴 人 補 助 参 加 人 県 政 ク ラ ブ  
同 代 表 者 梶 原 九 州 男  
上 記 3 名 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 中 山 敬 三  
大分市大手町3丁目1番1号

控 訴 人 補 助 参 加 人 自 由 民 主 党 ・ 無 所 属 の 会  
同 代 表 者 阿 部 英 仁  
大分県別府市石垣東3丁目4番32号

控 訴 人 補 助 参 加 人 無 所 属 の 会  
同 代 表 者 荒 金 信 生  
上 記 2 名 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 岡 村 邦 彦

大分市大手町3丁目1番1号  
控 訴 人 補 助 参 加 人 公 明 党  
同 代 表 者 河 野 成 司  
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 黒 川 忠 行  
同 橋 山 吉 統  
同 立 野 憲 司  
同 篠 原 広 幸  
同 木 下 健 一

大分市中島西2丁目6番10号  
被 控 訴 人 特 定 非 営 利 活 動 法 人  
おおいた市民オンブズマン  
同 代 表 者 理 事 永 井 敬 三

大分県別府市浜脇2丁目11番11号  
被 控 訴 人 永 井 敬 三

上記2名訴訟代理人弁護士	瀬	戸	久	夫
同	松	尾	康	利
同	渡	辺	耕	太
同	内	田	精	治
同	田	中	利	武
同	今	井	雄	一朗
同	城	向	一	徹
同	松	川	れい	奈
同	岡	田	壮	平

### 主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とし、当審における各控訴人補助参加人らの補助参加によって生じた各費用は、各控訴人補助参加人らの負担とする。

### 事 実 及 び 理 由

#### 第1 当事者の求めた裁判

##### 1 控訴の趣旨

- (1) 原判決中主文第1項を取り消す。
- (2) 被控訴人らの控訴人補助参加人日本共産党（以下「日本共産党」という。）に関する請求をいずれも棄却する。
- (3) 被控訴人らと日本共産党との間に生じた費用は、1, 2審とも被控訴人らの負担とする。

##### 2 控訴の趣旨に対する答弁

主文と同旨

#### 第2 事案の概要

事案の概要は、次のとおり補正するほかは、原判決の「第2 事案の概要」欄に記載（3頁25行目から13頁9行目まで。なお、別紙「支出一覧表」及

び同「主張整理表」を含む。) のとおりであるから、これを引用する。ただし、控訴人が当審において不服の対象とするのは日本共産党に関する請求に限られ、当審における審理の対象は同請求のみである。

- 1 原判決 1 1 頁 1 3 行目の「日本共産党」を「政党である日本共産党（以下「日本共産党（政党）」という。）」と改める。
- 2 同 1 2 頁 1 4 行目の次に改行して次のとおり加える。

「日本共産党は、議員控室における議員の活動及び補助事務員の業務内容の実態に照らして、議員控室における事務経費、補助職員の人件費及び事務費の支出については全額政務調査費として認めるべきであると主張する。

しかし、補助事務員である濱田建二は、議員控室においてマスコミ対応や電話対応等を行っているから、専ら調査研究活動を行っていたとはいえない。むしろ、当時、日本共産党（政党）の議員は加藤のみであり、加藤は日本共産党（政党）の中で何らかの役職に就いており、重要な地位にいたこと、このような地位にある加藤が毎日議員控室に来て執務していたこと等を考えれば、議員控室において政党活動、議員個人の活動、後援会活動等を切り離して調査研究活動のみを行っていたと考えるのは不自然である。また、濱田建二が議員控室で業務を行い、その活動の結果が会派の議会活動に活かされたからといって、専ら調査研究活動のみを行っているといえるわけではない。そして、日本共産党は、濱田建二が政務調査の分野の専従補助職員として雇用されたと主張するが、雇用契約書等もなく、その真偽は明らかでない。

また、日本共産党は、政務調査費を議員の自宅や後援会事務所の費用としている事案ではないから、目的別按分論を適用するのはふさわしくないと主張する。しかし、按分論は、ある支出が調査活動費だけでなく他の活動の費用でもある場合に適用されるのであって、活動場所によって判断されるものではない。濱田建二は、マスコミ対応等を行っており調査研究活動だけに従事していないことは明白である。議員の在室や訪問を問い合わせる一般的な

電話等への対応，一部のマスコミ対応等が日本共産党（政党）の事務所ではなく，議員控室でなされていることを考えれば，従来から議員控室において調査研究活動だけでなく他の活動も行っていたと考えるのが自然であるし，マスコミ対応は些細な事務ではない。したがって，濱田建二が専ら調査研究活動を行っていたわけでない以上，按分した額をもって政務調査費とすべきである。」

3 同13頁9行目の次に改行して次のとおり加える。

「日本共産党が議員控室において使用した資料作成費，事務費及び補助職員の人件費については，議員控室における議員活動及び補助事務員の業務内容の実態に照らして，全額を政務調査費として認めるべきであり，これを認めても立法の趣旨に反しない。なお，ウェブサイト利用料については，不服を申し立てない。

議員が付託された議決案件や調査案件の審議を行うためには，当該対象事項の内容の調査や評価研究が必要である。大分県議会の開催状況と会期における加藤の議員活動を見れば，議員控室における加藤の活動は，すべて議案の審議とその準備のための調査研究に費やされている。また，議員控室は，政党活動，後援会活動，選挙活動に使うことは目的外使用として許されない。したがって，議案の審議の準備のための資料作成費やその作業環境を整える事務設備費等は，政務に関する調査研究に資する費用として，全額政務調査費として認めるべきであり，議員としての地位，権限及び職務内容から当然に2分の1という按分認定をする合理的な根拠はない。被控訴人らは，議員の発言原稿の作成費などは政務調査費に含まれないというが，議員による議案等の審議能力を向上させるという政務調査費制定の目的に照らして柔軟に考えるべきであり，調査研究の成果として賛否の発言をする原稿を作成するのであるから，関連性があるというべきである。

濱田建二の行うマスコミ対応は，県政の問題について記者が取材に訪れた

ときの対応や資料提供の対応のことであるから、広報活動の一つとして使途基準に認められている事務である。また、仮に議員の在室や訪問を問い合わせる一般的な電話や対応が一部にあったとしても、濱田建二が専ら調査研究の補助業務に携わっていることが認められるなら、議員控室に在室することに随伴するその程度の対応はあえて人件費を減ずるほどの違法な職務とはいえないというべきである。濱田建二は、加藤が有しているいくつかの活動分野のうち、政務調査の分野の専従補助職員として雇用されたのであるから、その費用を議員の持つ複数の職務の割合に合わせて減じる必要は何らない。按分論は、議員が自宅や後援会事務所の費用を政務調査費と主張する事案において、複数目的による使用の割合に応じて費用を按分する基準であるから、議員控室を勤務場所とする本件には適用されない。使途基準の解説(丙A8)でも実態として調査研究に専従していることが認められれば、全額支出してよいとされている。平成17年度当時は会派としての日本共産党は加藤しか議員がいなかったところ、少数会派は調査能力や範囲に限界があるから、補助職員を雇用して、いわばマンパワーを強化してその能力や範囲を拡大することが必要である。」

### 第3 当裁判所の判断

当裁判所の認定判断は、次のとおり補正するほかは、原判決の「第3 当裁判所の判断」欄に記載(13頁11行目から25頁7行目まで。なお、別紙「支出一覧表(共産党)」及び同「主張整理表 1 被告補助参加人日本共産党関係の主張」を含む。)のとおりであるから、これを引用する。

- 1 原判決17頁5行目から10行目までを削除する。
- 2 同19頁8行目、同頁10行目、同21頁11行目及び同22頁14行目の各「日本共産党」を「日本共産党(政党)」と改める。
- 3 同20頁13行目の次に改行して次のとおり加える。

「この点に関し、日本共産党は、前記のとおり、議員控室における議員活動

及び補助事務員の業務内容の実態に照らして、全額を政務調査費として認めるべきであり、これを認めても立法の趣旨に反しない旨主張する。

しかし、議員控室の設置目的や加藤の議員活動状況等をもって、直ちに、議員控室における執務がすべて政務調査に関連してなされたものであるとまでは認めることができない。加藤が、議員として活発に議会活動をしていたとしても、平成17年当時、加藤が日本共産党（政党）の唯一の大分県議会議員であり、その大分県内の組織における一定の重要な立場にあったと考えられること、別府市の選挙区選出の議員である加藤は、大分市内に事務所を持たず、議員控室を大分市内の一つの拠点として活動していたと考えられること（濱田93項）、加藤の日本共産党（政党）における活動は、議員活動とも密接に関連するものであり、加藤は議会閉会中も議員控室に登庁していたこと（濱田94、183項）、議員控室では濱田によりマスコミ対応、市民の訪問や電話に対する対応等もされていたこと（濱田36、135、137、143項等）、このような対応等は日本共産党（政党）の政策や活動を広報したり、これを推進したりする側面を有するものと考えられること、以上からすれば、加藤が、議員控室において政務調査に関連するものだけを行い、これとは別の活動を行っていなかったというのは不自然である。更に、日本共産党は、濱田との間で雇用契約書を作成していないが（濱田161項）、濱田が政務調査に専従する職員として雇用されたと主張し、濱田はその旨証言するところ、仮に、そのような雇用契約を結んでいたとしても、加藤の上記のような日本共産党（政党）における立場や活動状況からすると、濱田が政務調査の事務のみに専従できたとは考えがたいといわざるを得ない。以上に照らすと、議員控室においては、政務調査に関連する以外の執務もなされていたことが推認される。そうすると、議員控室において作成された資料には政務調査に関連するもの以外のものもあったと認められる。

そして、議員控室において発生した費用であっても、複数の目的のために

支出した場合には、社会通念に従った相当な按分割合で適法な政務調査費の支出額を確定することが条理に適うというべきであるところ、議員の発言原稿の作成費などが政務調査費に含まれるとしても、前記のような加藤の活動等からすると、政務調査に関連する目的以外の資料も作成され、上記のとおり、均等に按分した割合である2分の1をもって、政務調査に関連しない支出と認めるのが相当である。」

4 同25頁2行目の次に改行して次のとおり加える。

「なお、日本共産党は、議員控室の使用は目的を限定されていたし、仮に議員の在室や訪問を問い合わせる一般的な電話や応対が一部にあったとしても、濱田が専ら調査研究の補助業務に携わっていることが認められるなら、控室に在室することに随伴するその程度の対応はあえて人件費を減ずるほどの違法な職務とはいえないというべきである、使途基準の解説でも実態として調査研究に専従していることが認められれば、全額支出してよいとされているなどと主張する。しかし、前記のとおり、加藤の地位からして、必然的に目的を異にする活動をせざるを得ないのであり、このことが議員控室の使用目的に違反する違法な活動とはいえないし、濱田は加藤の補助職員として、議員控室において政務調査に関連する事項以外の執務も行い、これらの執務が軽微なものとは考えられないのである。濱田の上記のような活動等に鑑み、按分により政務調査に関連する事項以外の執務が行われたというべきである。日本共産党の指摘する政務調査の使途基準（丙A8）に照らしても、日本共産党の主張は採用できない。」

5 同25頁7行目の次に改行して次のとおり加える。

「4 県の有する請求権についてのまとめ

日本共産党は、県に対し、平成17年度の政務調査費に係る前記認定の違法支出額と同額の不当利得返還義務を負うところ、この義務は期限の定めのない債務であり、権利者が請求をした時に遅滞となるから（民法41



2条3項), 日本共産党は, 権利者である県の代表者である控訴人が日本共産党に対して請求をした日の翌日から民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負う。」

#### 第4 結論

以上によれば, 被控訴人らの日本共産党に関する請求は, 控訴人が日本共産党に対し, 162万7568円及びこれに対する日本共産党に対して請求した日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払の請求をすることを求める限度で理由があり, その余は理由がないから棄却すべきである。

よって, これと同旨の原判決は相当であって, 本件控訴は理由がないから, いずれも棄却することとし, 主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 犬 飼 眞 二

裁判官 青 木 亮

裁判官 石 原 直 弥

これは正本である。

平成24年1月31日

福岡高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 石井博之

